Weekly Network News
1999年(平成11年)1月11日創刊・毎週月曜日発行

発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 631　平成23年 9月19日（月曜日）

発行）株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

モバイル広告、購買行動に影響 決定的要因は店員など人的要因

日本国内で普及しているケータイ電話は１億2,100万台。その機種はスマートフォンへ移りつつある。当然、**モバイル広告**にも変化がみえ、11年度のスマートフォン広告は前年比 11%増だったと日経ＢＰが報じている。増加するモバイル広告に対して、消費者側の購買動機を調査す㈱ＩＭＪモバイルは「性別、商材、年代によって異なる意識、行動とは何か」を分析した。

５月に行われた女性対象の商材は「服―私物」、「家電・電化製品―自分専用」、「医薬品・サプリ・ダイエット用品」の３ジャンル。購入のきっかけとなる情報源、購入する際の後押し、購入する場所を聞いた（男性調査は省略）。

服（プライベート用）＝10～20 代女性では友達や家族、店員の薦めが購入の後押しとなる。30～40 代女性では割引・クーポンや送料無料などの金銭的価値に直結する点を重視する傾向。

家電・電化製品（自分専用）＝クチコミサイト上の情報が購入するきっかけとして最も多く、次いで店員の薦めで、年代が高いほど店員任せの傾向。

医薬品・サプリ・ダイエット用品＝主力は 30～40 代女性だが、専門家の評価や特典（サンプル品）が購入の後押しとなる。実店舗だけでなくネット利用も増えている。

３ジャンルの共通項は、友人・店員・専門家など人的要因の重要性だ。デジタル化が進んでも、アナログを取り込んだ広告戦略は今後も求められそうだ。

税務会計

金地金等への支払調書制度の創設 1回の取引200万円超に提出義務

金は、限りある希少性の高い資源。人類が初めて金を手にしたのは、今から6,000年前と言われている。以来、これまでに採掘された総量は約15万500トン。これは、オリンピック公式プール約３杯分相当に換算でき、希少性の高い資源といえる。

この「金地金」、「白金地金」（金貨及び白金貨を含む）の譲渡の対価に対する支払調書提出制度が2011年度税制改正において講じられている。

2012年１月１日以後に支払うべき金地金等の譲渡について適用する。

居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、金地金及び白金地金（金貨及び白金貨を含む。以下「金地金等」）の譲渡の対価の支払をする者（金地金等の売買を業として行う者に限る）は、その支払金額等を記載した支払調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされる。

提出義務が生ずるのは、１回の取引における金地金及び白金地金の譲渡対価が200万円超えるもの。同一人への金地金等の譲渡の対価の支払金額が200万円以下である場合には、支払調書の提出は不要となる。対象となる商品は、金地金及び白金地金（金貨及び白金貨を含む）。地金とは、金属を貯蔵しやすい形に固めた金属塊、インゴット、バー等。提出義務者は、個人に対し金地金または白金地金の譲渡対価の支払をする貴金属商や古物商だ。

今週のキーワード	
モバイル広告	日経BP社のモバイル広告利用動向調査によると、企業のモバイル広告出稿は増加傾向。2010年度は、BtoCで調査対象企業の30.8%が広告出稿している」という右肩上がり。モバイル広告とは、フィーチャーフォン広告とスマートフォン広告の両方を指す。前者は従来型の携帯電話向けブラウザから、インターネットを介して閲覧できる広告。後者はスマートフォン向けブラウザ、スマートフォン向けアプリ上で閲覧できる広告。デジタル広告はPC広告とモバイル広告の総称。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。